

昭和32年8月12日第三種郵便物認可  
毎月1回1日発行 平成27年7月1日 No. 766

労働基準情報

# 岩手

July

7

2015



『青空の下に(宮古市)』 写真:真館弘治

## 危険見つけて みんなで改善 意識高めて安全職場

(全国安全週間スローガン)

〔目次〕

平成27年度全国安全週間岩手労働局長メッセージ	2
仕事と生活の調和のために、 年次有給休暇を計画的に活用しよう	3
「職場意識改善助成金」のご案内(職場環境改善コース)	4
ストレスチェックの義務化!	5
「職場意識改善助成金」のご案内(所定労働時間短縮コース)	6
クエスチョン	7
次世代法に基づき子育てサポート企業として4社を認定	8
インフォメーション	9
講習会のお知らせ、死亡災害速報	10・11

# 平成27年度 全国安全週間 岩手労働局長メッセージ

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で88回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開され、長期的には、労働災害は減少してきました。

しかしながら、岩手県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成22年から平成26年まで5年連続の増加となり、平成26年の死亡者数は、前年比7人増（36.8%増）の26人となっております。

また、平成27年は、更なる復興・復旧工事の本格化や人材・人手不足などを要因として労働災害の増加が懸念されるところでありますが、4月までの速報値では、労働災害による死傷者数、死亡者数とも減少しており、状況に改善が見られています。

近年の労働災害増加の背景には、工事量や仕事量が増加し、産業活動が活発化する中で人手不足が顕在化し、職場に潜む危険要因を察知できるだけの経験が無い未熟練労働者が増えていることや、企業の安全管理体制のほころびが想定されています。また、重篤な災害が少ない第三次産業においては、安全に対する意識が十分とは言い難い状況も考えられます。

こうした状況を踏まえ、平成27年度の全国安全週間については、安心して働くことができる職場づくりを目指すに当たり、職場をあげて危険箇所を発見し、速やかに労働災害防止対策を講じることを通じて事業場の安全意識を醸成することが重要であるという観点から、

## 「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」

をスローガンとして、7月1日から7月7日まで（準備期間6月1日から6月30日まで）展開されます。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、改めて労働災害防止の重要性を認識し、労働災害の2割を占める転倒災害の防止対策の取組（定着）状況を確認するなど、安全活動の着実な実行を図ることによって、県内の産業界の安全水準がさらに向上するとともに、岩手県の東日本大震災からの着実な復興が進むことを祈念いたします。

平成27年7月1日

岩手労働局長 弓 信幸

# 仕事と生活の調和のために、 年次有給休暇を計画的に活用しよう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？



土日、祝日に年次有給休暇を  
組み合わせて、連休を実現する  
「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を  
組み合わせて、3日(2日)+1日以上の  
休暇を実施しましょう。

2015年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています(平成25年)。<sup>\*</sup>この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。<sup>\*\*就労条件総合調査</sup>

## 1. 導入のメリット

**事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

**従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

## 2. 導入例

例えば、2015年の  
夏季休暇に導入すると？

年次有給休暇を土日、夏季休暇と  
組み合わせて、連続休暇に。

計画的付与の年次有給休暇などと土日、夏季休暇を組み合わせて連続休暇にすることができます。また、○点線囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2015年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25	26	27	28	29

## 3. 日数

付与日数から5日を除いた残りの  
日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

## 4. 活用方法

企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	従業員個人ごとに付与	従業員の個人的な記念日(例:誕生日や結婚記念日)を優先的に充てるなどして活用

## 「職場意識改善助成金」のご案内（職場環境改善コース）

「労働時間等の設定の改善」\*により、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主を支援します

- ・労働時間管理の適正化を図りたい
- ・労務管理について専門家に相談したい
- ・有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい
- ・飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

### 上限額を100万円に引き上げました!!

\*「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

#### 対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

#### 中小企業事業主の範囲→

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

#### 助成内容

##### 1. 支給対象となる取組

～いずれか1つ以上実施してください～

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング  
(社会保険労務士、中小企業診断士など)
- 就業規則・労使協定等の作成・変更  
(計画的付与制度の導入など)
- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器
- デジタル式運行記録計（デジタコ）
- テレワーク用通信機器
- 労働能率の増進に資する設備・機器等  
(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフトなど)

(注：成果目標をいずれも達成した場合のみ、支給対象となります。)

(※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

などの導入・更新

##### 2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

目的	成果目標
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を4日以上増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数（所定外労働時間数）を5時間以上削減させる

##### 3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間中（事業実施承認の日から平成28年2月15日まで）の3か月を自主的に設定してください。

##### 4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の取組の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

成果目標の達成状況	a,bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円

※労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組の場合は、下の表のとおりです。

成果目標の達成状況	a,bともに達成
補助率	3/4
上限額	100万円

#### 利用の流れ

- ①「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、都道府県労働局労働基準部監督課（東京局、愛知県、大阪局は労働時間課）に提出し、事業実施の承認を受ける（締切は10月15日(木)）
- ②事業実施承認後、提出した計画に沿って取組を実施
- ③労働局に支給申請（締切は2月末日）

#### お問い合わせ先

岩手労働局労働基準部監督課  
019-604-3006 におたずねください。

# ストレスチェックの義務化！

今松 明子

改正労働安全衛生法により、ストレスチェックと面接指導の実施等が義務付けられました。

既に勉強会も始まっておりますので、“理解できているよ、準備始めているよ”という事業所もあると思いますが、これからという方のために制度について触れていきたいと思います。

## ●目的●

半数を超える労働者が強いストレス、不安、悩みを抱えているという調査結果や、なかなか減少しない労働者の自殺、そして精神障害等の労災申請・認定数の増加等の背景を踏まえ、今年12月よりストレスチェック制度が新たに導入されることになりました。

この制度は労働者のメンタル不調を未然に防ぐという一次予防を目的とし、労働者自身のストレスへの気づきを促すというものです。また、個人が特定できない単位でデータの集計や分析をすることにより、職場環境のストレス因を見つけ、改善につなげていくことも目的としています。

## ●実施●

ストレスチェックの実施者は医師または保健師、加えて看護師及び精神保健福祉士の方々ですが、事業者側は事前に実施等のスケジュールや調査票の選定、従業員への周知等を行うこととなります。

調査票は「職業性ストレス簡易調査票」（厚生労働省HP参照）が推奨されています。調査票の配布等は実施者と事業者が連携して行い、いよいよ実施です。

従業員に記入してもらった後、回収は実施者等が行い、データ入力やストレス状況の確認、高ストレス者の選定、面接指導の要否判断を行います。そして、ストレスチェックの結果を直接本人宛に通知します。

実施者は本人の同意がない限りは事業者側に個人のデータの提供はしてはいけませんが、集団としての分析結果は事業者への提供を行うこととなります。

## ●面接指導●

ストレスチェックの結果、高ストレス者には面接指導が必要との通知がされます。その人が面接を希望する場合は事業者に対して申し出を行うこととなりますので、事業者は産業医と連携しつつ、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー、臨床心理士等が相談対応をしやすい体制、環境を整備していくことも必要です。

面接の結果について、事業者は産業医の意見を踏まえ、就業上の措置を講ずべき必要があると認められるときは措置を実施する必要があります。

また、面接指導を申し出たこと、面接が必要とされたのに受けなかった等を理由としての不利益な取り扱いが禁止されます。

## ●その他●

ストレスチェックは常時50人以上の労働者を雇用する事業者が対象（50人未満の事業所は当分の間、努力義務）で1年に一度定期的に行わなければなりません。

そして行った結果を所定の報告書で労働基準監督署に提出することも定められています。

## ●さいごに●

そろそろ、実施体制の整備に取りかかっていく時期かなと思います。今回は紙面の関係で概要を記しました。詳細については説明会へ出席、あるいは厚生労働省のHP等で理解を深めていただきたいと思います。

○商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の事業場規模10人未満の中小企業事業主の皆さまへ

## 「職場意識改善助成金」のご案内 (所定労働時間短縮コース)

「労働時間等の設定の改善」\*による所定労働時間の短縮を支援します

- ・社員のワーク・ライフ・バランスを推進したい
- ・労働時間管理の適正化を図りたい
- ・労務管理について専門家に相談したい
- ・飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

### 所定労働時間の短縮で ワーク・ライフ・バランスを推進!!

\*「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

#### 対象事業主

労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており（**特例措置対象事業場**）、かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する**中小企業事業主**

#### 特例措置対象事業場の範囲

常時10人未満の労働者を使用する以下の①～④の業種の事業場が対象です。

- |                                      |
|--------------------------------------|
| ①：商業（物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業）       |
| ②：映画・演劇業（映写、演劇その他興行の事業。映画の製作の事業を除く。） |
| ③：保健衛生業（病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業）     |
| ④：接客娯楽業（旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業）      |

#### 中小企業事業主の範囲→

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

#### 助成内容

##### 1. 支給対象となる取組

～いずれか1つ以上実施してください～

- 労務管理担当者に対する研修
  - 労働者に対する研修、周知・啓発
  - 外部専門家によるコンサルティング（社会保険労務士、中小企業診断士など）
  - 就業規則・労使協定等の作成・変更（所定労働時間に関する規定の整備など）
  - 労務管理用ソフトウェア
  - 労務管理用機器
  - デジタル式運行記録計（デジタコ）
  - テレワーク用通信機器
  - 労働能率の増進に資する設備・機器等（小売業のPOS装置、飲食店の自動食器洗い乾燥機など）
- (※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。  
などの導入・更新

##### 2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とすること。

##### 3. 事業実施期間

事業実施期間中（事業実施承認の日から平成28年2月15日まで）に取組を実施してください。

##### 4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の取組の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は 上限額

補助率	3/4
上限額	50万円

#### 利用の流れ

- ①「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、都道府県労働局労働基準部監督課（東京局、愛知局、大阪局は労働時間課）に提出し、事業実施の承認を受ける（締切は12月15日(火)）
- ②事業実施承認後、提出した計画に沿って取組を実施
- ③労働局に支給申請（締切は2月末日）

#### お問い合わせ先

岩手労働局労働基準部監督課  
019-604-3006 におたずねください。



## 中小企業両立支援助成金について

**Q** この度、わが社で初めて女性労働者が妊娠しました。出産後は育児休業の取得を希望していますが、利用できる助成金がありますか。

**A** 育児休業者が出たことで利用できる助成金として中小企業両立支援助成金があります。

これからご紹介する3つのコースは、すべて中小企業事業主が対象となりますので、ご注意ください。

また、共通する要件として、①法に沿った育児休業及び育児短時間勤務制度を導入していること、②次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し労働局に届け出ていること、③対象となる育児休業者は雇用保険の被保険者であること等があります。

### (1) 育児休業者の代替要員を雇用した場合

まずは、「代替要員確保コース」です。このコースは育児休業者の休業中、業務を代替する労働者を雇用した場合に利用できます。育児休業者の要件としては、育児休業を3か月以上取得すること、原職等に復帰させることを就業規則に記載し、実際に原職等に復帰させることなどがあります。また代替要員の要件としては、新たな雇い入れにより3か月以上育児休業者の業務を代替する必要があります。

#### ■支給額

育児休業者1人当たり	30万円
------------	------

※1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで

### (2) 育児休業者が期間雇用者だった場合

#### ①期間雇用者継続就業支援コース

期間雇用者が育児休業を取得した場合、「期間雇用者継続就業支援コース」の利用が可能です。

育児休業者の要件としては、6か月以上の育児休業を取得後原職等に復帰し、その後6か月以上継続雇用することが必要です。

また就業規則ですが、期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度及び育児短時間勤務制度とする必要があります。

#### ■支給額

対象者	支給額	正社員として復職
1人目	40万円	10万円加算
2～5人目	15万円	5万円加算

※期間雇用者が平成28年3月31日までに育児休業を終了した場合に対象

#### ②「代替要員確保コース」の加算

「代替要員確保コース」は期間雇用者が育児休業を取得した場合でも対象となり、加算されます。

#### ■支給額

期間雇用者 1名あたり	40万円 (30万円に10万円加算)
----------------	-----------------------

### (3) 育児休業者の業務の引継ぎや復職についてのプランを作成した場合

次に「育休復帰支援プランコース」をご紹介します。当コースは育児休業者が正社員でも期間雇用者でも対象となり、1企業あたり1回の支給です。

当コースを利用するためには、厚生労働省が委託する「育休復帰プランナー」の支援を受けて「育休復帰支援プラン」を作成する必要があります。この「プラン」は、育休を取得し復帰するにあたって事業所として実施する支援をプラン化したものです。

#### ■支給額

育児休業者が業務の引継ぎを行い3か月以上育休を取得した場合	30万円
育休中の情報提供や面談を実施し、原職復帰等させた場合	30万円

どのコースについても、申請期間があります。また、ここに記載したもの以外の要件もありますので、利用の可能性が出てきた際は早めにご相談ください。

なお、どのコースでも法に沿った育児休業制度等が必要となりますが、雇用均等室では随時、育児・介護休業規定の点検を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ、申請先】 **岩手労働局雇用均等室**  
〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15  
盛岡第2合同庁舎  
電話 019-604-3010

## 次世代法に基づき 子育てサポート企業として 4社を認定

次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・届出、計画の目標の達成等、一定の基準を満たした場合、申請により、「基準適合一般事業主」として厚生労働大臣の認定を受け、認定マークを商品、求人広告等に使用することができます。また、認定企業に対し、子育て支援や働き方の見直しに資する資産で行動計画に記載された資産の割増償却が可能となる税制優遇制度が設けられています。

岩手労働局が新たに認定した4社の主な取組み状況は以下のとおりです。



### 株式会社テレビ岩手（盛岡市）

—2回目の認定—

#### 1 届出目標の実施内容

- (1) 子の看護休暇や学校行事参加のための半日・年次有給休暇の取得促進を行った。
- (2) 地域の子を対象とした会社見学会やインターンシップの受け入れを行った。

#### 2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 男性1名が子の看護休暇を取得し、出産したすべての女性が育児休業を取得した。
- (2) 小学校就学前まで利用できる短時間勤務制度を導入した。
- (3) 時間管理を徹底し所定外労働削減に努めた。

### 社会福祉法人若竹会（宮古市）

#### 1 届出目標の実施内容

- (1) 小学校就学前までの短時間勤務制度を導入した。
- (2) 労働者の休暇取得希望が反映される勤務表の作成により年次有給休暇の取得率を向上させた。併せて配偶者出産休暇制度を導入した。

#### 2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 男性1名が子の看護休暇を取得し、1名が計画期間開始前3年以内に育児休業を取得した。出産したすべての女性が育児休業を取得した。

### 杜陵高速印刷株式会社（盛岡市）

—2回目の認定—

#### 1 届出目標の実施内容

- (1) 育児休業制度等妊娠、出産に関する諸制度について全社員に説明を実施し、併せて独自に作成した資料を配付した。

#### 2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 男性2名が子の看護休暇を取得し、出産したすべての女性が育児休業を取得した。
- (2) 小学校就学前まで利用できる所定外労働免除制度を導入している。
- (3) ワーク・ライフ・バランスの重要性について社長が明言するとともに、年次有給休暇の計画的付与を実施した。

### 株式会社菅文（二戸市）

#### 1 届出目標の実施内容

- (1) 小学校就学前までの所定外労働免除制度を導入した。
- (2) 子育て通信の配付により育児休業制度の周知を行うとともに、説明会を実施したところ、男性1名が育児休業を取得した。
- (3) 年次有給休暇の連続取得について、アンケートの実施、未取得者への取得勧奨及び店長会議での説明を行った。

#### 2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 出産した女性の89%が育児休業を取得した。



交付式の様子

問い合わせ先  
岩手労働局雇用均等室  
電話 019-604-3010



インフォメーション

## 新会員事業所のお知らせ

5月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	認定こども園 ひかりの子	紫波町
花巻	KYOWA(株)	花巻市

支部名	事業所名	所在地
一関	(株)森下	一関市
一関	(有)那須野葬祭社	一関市

## ●プレス機械作業主任者技能講習のお知らせ

労働安全衛生法により動力プレス機械を5台以上有する事業においては、プレス機械作業主任者の選任が必要となっています。

当協会では資格取得のための「プレス機械作業主任者技能講習」を、8月10日(月)、11日(火)に当協会研修センター(盛岡市)で開催いたします。

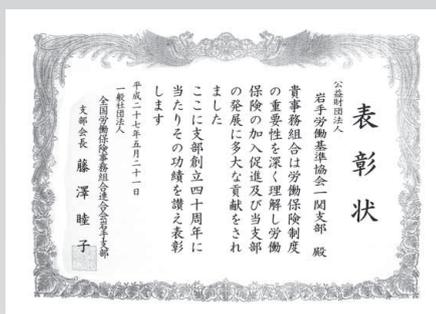
なお、この技能講習は年1回のみで開催となっています。

詳細につきましては、当協会ホームページをご覧ください。

## ●全国労働保険事務組合連合会岩手支部より表彰される

5月21日に行われた平成27年度定時総会ならびに創立40周年記念式典において、優良事務職員として岩手労働基準協会釜石支部事務局長平賢治氏が、また、労働保険加入促進功績として岩手労働基準協会一関支部がそれぞれ表彰されました。

おめでとうございます。



### 国民の皆さまへ

日本年金機構への不正アクセス事案では、皆さまの年金情報が流出し、ご迷惑、ご心配をおかけしております。申し訳ありません。

政府は、皆さまの年金を守ることを最優先に取り組んでいます。あわせて、皆さまにお気を付けいただきたいことがあります。

### ❗「年金情報流出」を口実にした犯罪にご注意ください!

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報情報を削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

- 日本年金機構から、この件でお客さまに電話やメールで連絡することは、一切ありません。なお、流出が確認された方への新しい基礎年金番号は、郵送でお知らせします。
- 日本年金機構が、この件でお客さまにお金やキャッシュカードを要求することは、一切ありません。
- 日本年金機構が、この件でお客さまにATMの操作をお願いすることは、一切ありません。

ご自分の情報が流出しているのでは?など、ご心配の方は、下記専用電話窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

日本年金機構 専用電話窓口 (通話料はかかりません)

**0120-818211**

受付時間8:30~21:00(平日及び土日)



## ‘15 岩手県産業安全衛生大会

日時  
平成27年10月1日(木) 13時30分~

会場  
キャラホール (都南文化会館、都南公民館)

〒020-0834 岩手県盛岡市永井24-10-1

※今年会場が変わりますので、ご参加のみなさまはお間違えの無いようお願いいたします

### 事例発表

ディー・ディー・ファインエレクトロニクス株式会社

### 特別講演

六華亭 遊花氏 (落語家 遠野市出身)

緑十字展・パネル展・相談コーナー併設

参加案内書は、本誌8月1日号と同封いたします。

講習会のお知らせ 27年9月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
	有機溶剤作業主任者技能講習	7/30(木)～31(金)	岩手労働基準協会研修センター	定員	本部	9,720	1,944
	有機溶剤作業主任者技能講習	9/17(木)～18(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,720	1,944
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	8/31(月)～9/2(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	15,660 (一部免除者) 13,500	2,160
		8/31(月)～9/1(火)・3(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
	プレス機械作業主任者技能講習	8/10(月)～11(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,720	1,512
	玉掛け技能講習	7/13(月)～15(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部	21,600 (一部免除者) 19,440	1,645
		8/3(月)～5(水)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		8/4(火)～6(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		8/4(火)～5(水)・7(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		8/24(月)～26(水)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部		
		8/27(木)～28(金)・30(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		9/1(火)～3(木)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		9/1(火)～3(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		9/1(火)～2(水)・4(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	7/13(月)～16(木)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部	29,160	1,620
		7/17(金)・21(火)～23(木)	アイ・ドーム他	20	一関支部		
		7/21(火)～24(金)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		7/21(火)～24(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		7/21(火)・27(月)～29(水)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		8/18(火)～21(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		8/24(月)～27(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		9/7(月)～10(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		9/7(月)～10(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		9/8(火)～11(金)	久慈市中央公民館他	30	二戸支部		
		9/11(金)～13(日)・19(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		9/15(火)～18(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	7/13(月)・17(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	11,880	1,620
	小型移動式クレーン運転技能講習	7/7(火)～9(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	28,080 (一部免除者) 25,920	1,645
		7/7(火)～8(水)・10(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		8/3(月)～5(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		8/17(月)～18(火)・20(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		9/1(火)～3(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		9/1(火)～2(水)・4(金)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
	ガス溶接技能講習	7/27(月)～28(火)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部	9,720	864
		8/5(水)～6(木)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
		8/10(月)～11(火)	久慈市民体育館他	30	二戸支部		
		8/27(木)～28(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
	安全衛生推進者養成講習	8/5(水)～6(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	8,640	1,296
		8/26(水)～27(木)	釜石職業訓練協会	40	釜石支部		
		9/28(月)～29(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部		

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特別教育	アーク溶接等の業務特別教育	7/30(木)～31(金)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部	8,640 9,720	1,080
		8/20(木)～21(金)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
		9/4(金)～5(土)	北上製紙(株)	40	一関支部		
	粉じん作業特別教育	7/8(水)	アイ・ドーム	30	一関支部	4,320 5,400	648
		8/4(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	9/14(月)～15(火)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	13,284 14,364	1,645
	クレーン運転業務特別教育	9/24(木)～25(金)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	8,640 9,720	1,645
		9/29(火)～30(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	7/16(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	6,480 7,560	648
		8/7(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	酸素欠乏危険作業特別教育	7/14(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,400 6,480	1,296
		8/5(水)	アイ・ドーム	20	一関支部		
研削といしの取替え等の業務特別教育	9/22(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	5,400 6,480	1,188	
職長教育	7/27(月)～28(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 12,960	864	
	9/29(火)～30(水)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部			
安全管理者選任時研修	8/3(月)～4(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,960 15,120	1,512	
衛生担当者研修	9/4(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員	無料 1,000	
危険予知リスクアセスメント講習	8/21(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,616 6,696	648	

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

### 岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

### 死亡災害速報 (5月)

■花巻署 運輸交通業 (一般貨物自動車運送業) 男 (60歳代) 交通事故 (道路)

花巻市の事業場所属のトラックが国道を走行中センターラインをはみ出し、八戸市の事業場所属のトラックと正面衝突し、双方の運転手が死亡した。

クイズでゲット

「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」をスローガンに今年も7月1日から7月7日まで全国安全週間が展開されます。

この全国安全週間は第1回目から1度も中断することなく続けられていますが、今年は何回目になるでしょうか。

- ① 87回目
- ② 88回目
- ③ 89回目

ヒント 本誌2ページに関連記事

●応募方法

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

●締め切り

平成27年7月24日(金)消印有効

●宛先

☎020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25  
(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て  
FAX 019-681-1018  
eメール honbu@iwateroukikyo.com

●賞品及び発表

応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

●6月号の正解

③



沢内銀河高原雪氷まつり

写真提供：西和賀町役場

■日時/平成27年7月25日(土)

■会場/ホテル森の風沢内銀河高原

冬の間にも積もった雪を保存して作ったすべり台が会場に涼を運びます!

会場では楽しい雪遊びコーナーのほか、ステージイベントも盛りだくさんです。

ご家族、ご近所お誘い併せのうえ、ぜひご来場ください。

【お問い合わせ】

西和賀町役場 湯田庁舎 企画推進課

TEL : 0197-82-3284

FAX : 0197-82-3111

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

ゆっくりと話しい人だと思ひ

若者と話しをすると、早口のほかに、意味不明な省略の言葉が飛び出すので困ってしまう。ゆっくり話してくれるとそれだけでも感謝に耐えない。

(川柳原生林4月号〈杜若〉竹本よし作品より)

岩手の死亡災害(5月末)

製造業	0	(1)
鉱業	0	(0)
建設業	4	(4)
運輸交通業	2	(1)
林業	0	(0)
商業	1	(4)
その他	0	(3)

累計 7 (13)

( ) 内は前年同期

編	集
後	記

雨に咲く花もひとときわ色鮮やかに季節感をもたらしてくれる。やがてしばらくは灼熱の太陽が主役となり、蝉の鳴き声とともに、海に山に涼気を求める頃となる。高温、多湿、発汗と夏場特有の厳しい作業環境を迎える時期、88回目となる全国安全週間の始まりでもある。

“赤ミソ退治の理論”というのがある。人間の脳みそには「白ミソ」と「赤ミソ」があり、白ミソは脳の表層にある新皮質の部分で、仕事の新技术を覚えたり、物事の道理を判断する能力を持つ。赤

ミソの方は、新皮質の下におさまっている旧皮質で、空腹時に食物を探したり、邪魔されると怒りを表すなど動物的な働きをする。

つまり本能のまま振る舞おうとするのが赤ミソであり、これが行動災害の誘因となっている。したがって、「赤ミソの動きを封じ、白ミソを強化すれば災害を減らすことができる。」というのが「赤ミソ退治の理論」である。

「赤ミソ」に左右されない「白ミソ」を鍛え、仕事に、運転に、毎日の生活にも活かしたいものだ。

発行 平成27年7月1日  
定価 1部 100円  
〔 会員事業所の購読料  
は年会費に含む 〕

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会  
盛岡市北飯岡一丁目10-25  
☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018  
編集・発行人 戸澤勝弘